

# 令和8年度都市近郊型“お手軽ツーリズム”チャレンジ支援業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和8年度都市近郊型“お手軽ツーリズム”チャレンジ支援業務

## 2 業務目的

クルーズ船が多く寄港することや、観光資源が豊富でインバウンド需要が高いことなど、「都市近郊」という当振興局管内の地理的優位性を生かし、インバウンドや国内の都市生活者が求める「農業・農村体験」を管内の農村で受け入れる仕組みづくりについて「都市近郊型“お手軽ツーリズム”※」として事業化することで、地域の活性化と農村の所得向上を図る。

※ 都市近郊型“お手軽ツーリズム”とは

クルーズ船等で来鹿するインバウンドや国内の都市生活者を主な対象とした、日帰りの農村体験型旅行を称したものの。

## 3 履行期限

契約締結の日から令和9年3月27日（金）まで

## 4 委託業務の概要

クルーズ船等で来鹿するインバウンドや国内の都市生活者を主なターゲットとし、令和7年度～9年度の3か年で、鹿児島市・日置市・いちき串木野市の農村体験を日帰りで実施するツアーを構築・運営できるようにすることを、最終目的とする。

令和8年度は、県が組織したお手軽ツーリズム実行委員会（以下、「実行委員会」）及びお手軽ツーリズムプロジェクトチーム会（以下、「PT会」）の運営について、実行委員会メンバー等を対象として、専門家を招聘した研修会や先進地事例調査を実施する。また、ガイド役となる通訳者の確保・育成に取り組むとともに、県内在住外国人を対象とした林業・水産業プレモニターツアー及び旅行業者等を対象としたモニターツアーを実施する。

併せて、令和9年度からの日帰りツアーの実践に向け、商品プランを企画・造成するとともに、旅行会社等と具体的な商談を行う。

### (1) 実行委員会及びPT会の運営

#### ア 実行委員会

鹿児島市、日置市及びいちき串木野市の農村振興・グリーンツーリズム担当部署、農業者組織、集落営農組織等地域組織、有識者等で構成する。（令和7年度に設置済み）

#### イ PT会

上記組織内の実務担当で構成する。（令和7年度に設置済み）

#### ウ 各会の運営

- ・ 県と協議して各会の開催日等を設定するとともに、対象者に案内を行い参集し、会を進行する。（実行委員会：4回、PT会：4回）

- ・ 農業者等（実行委員会：10人）に対しては、報償費（3,680円／時間）及び旅費（2,000円程度）を支払う。
  - ・ 議事録等を作成し、協議された内容を整理する。
  - ・ 会場は、鹿児島地域振興局など無償の貸与が可能な会議室等の利用に努める。
- ※ 実行委員会及びPT会では、農村体験の企画や運営等についての検討や、それらに必要な研修、先進地の情報収集等を行う。

## (2) 先進事例調査の実施

国内でクルーズ船の受入れを行っている地域の取組や課題を把握するため、実行委員会のメンバーによる調査を企画し、その引率を行う。

（4人×2か所，2泊3日程度，旅費：150千円/人程度）

- ※ 実行委員会メンバーの旅費（日当を含む）については、県の旅費規程に準じて計算し、調査の企画やバスの借上料金等、その他の経費を含めて、委託事業者が負担する。
- ※ 事例調査の結果については、実行委員会等で検討ができるよう、早急に成果をまとめること。

## (3) 研修会の実施

実行委員会のメンバー等を対象に、商品プランづくりや販売手法等に関する研修会を実施する。

（2時間×2回程度）

## (4) 専門家の招聘

体験ツアーやクルーズ船ツアーの運営等に詳しい者を、実行委員会や上記(3)の研修会に必要な応じて招聘する。

## (5) ガイド役となる通訳者等の確保・育成に資する取組

ガイド候補者を対象に、農業や農村文化等に対する理解促進につながる研修等を実施する。（ガイド候補者6人程度×3回（研修会，現地訪問，農業者等との意見交換等））

併せて、ガイド候補者の中から、スーパーバイザーの役割を担う者を選定し、スーパーバイザーを中心としたガイド育成体制を構築する。

## (6) モニターツアーの実施

旅行業者等を対象としたモニターツアーを，3市で1回ずつ企画・運営し，アンケートの作成・実施及び結果まとめを行う。

また，通訳や県内在住外国人等を対象とした林業・水産業のプレモニターツアーを1回企画・運営し，アンケートの作成・実施及び結果まとめを行う。

- ※ モニターの選定，ツアー受入者との調整やモニター・受入者への謝礼の支払いも含む。

謝礼：旅行者 20,000 円／回・人  
通訳 33,000 円／回・人  
県内在住外国人 25,000 円／回・人  
(受入側への謝金等については、個別に打ち合わせて決定)

(7) 商品プラン（日帰りモデルコース）の企画・造成及び商談の実施

令和9年度からの日帰りツアーの実践に向け、令和8年9月頃までに商品プランを企画・造成（各市1プランずつ）し、旅行会社と具体的な商談を進める。商品プランの企画・造成に当たっては、令和7・8年度に実施したモニターツアーから得られた改善策の反映に努める。

また、旅行会社等との商談や情報発信に必要なパンフレット（日本語、外国語訳）やSNS動画コンテンツ等を制作する。

併せて、新たな体験メニューの発掘や、体験メニュー毎の受入れ可能人数やコスト等を把握することにより、様々なターゲットに対応できる複数の商品プランを検討する。

(8) 実績報告書の作成

令和8年度の取組及び成果をまとめるとともに、上記(7)に基づく次年度の事業計画について、県と協議し作成する。

## 5 事業費等

(1) 予算額

11,128,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(2) 委託料の支払い

委託料の支払いは、精算払いとする。（前払可）

(3) 経理区分

本業務の経理は、他の経理と明確に区分し、会計帳簿や決算書類等、収支を明らかにする書類を整備し、本業務の完了の日の属する年度の終了後、5年間保管すること。

## 6 留意事項

(1) 受託者決定までは、地区等（農業者、集落営農組織等）への取材は認めない。

(2) 業務の遂行に当たっては、委託者と随時打合せを行うこととする。

(3) 委託業務の実施に際し、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

(4) 成果物に係る権利は、委託者に帰属する。

(5) 受託者は、成果品に係る著作権人格権を有する場合においても、県に対してこれを行使しない。